

令和4年12月14日
道路局路政課**「道路法施行令の一部を改正する政令」、
「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び
政省令関連告示の公布について**

令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額の改定等を行うため、「道路法施行令の一部を改正する政令」、「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び政省令関連告示を、本日、公布いたしました。

1. 概要**＜道路法施行令の一部を改正する政令関係＞**

12月9日に閣議決定されました道路法施行令の一部を改正する政令が、本日公布されました。

※ 政令の内容は12月9日発表のとおり (https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001612.html)。

＜開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令関係＞

今般、道路法施行令の一部改正による道路占用料の見直し等に併せ、開発道路における道路占用料の額の見直しを行います。

※ 開発道路とは、道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のために特に必要と認めて指定したものであり、国土交通大臣が占用料を徴収することとされています。

＜政省令関連告示関係＞

各市町村は、固定資産税評価額の平均を基に5つの級地に区分されており、この区分ごとに占用料の額が定められているところ、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえて各区分に該当する市町村の見直しを行った政省令関連告示が、本日公布されました。

2. スケジュール

公布日：令和4年12月14日（水）

施行日：令和5年4月1日（土）

※ 「道路法施行令の一部を改正する政令」（12月9日閣議決定）と同様。

3. パブリックコメントの結果

本件に係るパブリックコメントの結果、7件のご意見が寄せられました。

（パブリックコメントの結果については、公布にあわせて、「電子政府の総合窓口e-Gov」上に公表される予定です。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省道路局 路政課 道路利用調整室 企画専門官 大道 修（内線37-362）
路政課 企画専門官 山内 将平（内線37-332）

代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616

直通：03-5253-8481（道路利用調整室） 03-5253-8480（路政課本課）